明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表第五宗谷支庁の項中

宗谷支庁	宗谷支庁北部
	宗谷支庁南部

を

宗谷地方	宗谷地方北部
	宗谷地方南部

に、「天塩郡豊富町」を「天塩郡（幌延町及び豊富町に限る。）」に改める。

別表第五上川、留萌支庁の項中

上川、留萌支庁	上川支庁北部
	上川支庁中部
	上川支庁南部
	留萌支庁中北部
	留萌支庁南部

を

上川・留萌地方	上川地方北部
	上川地方中部
	上川地方南部
	留萌地方中北部
	留萌地方南部

に、「上川支庁北部、十勝支庁北部及び十勝支庁中部」を「上川地方北部、十勝地方北部及び十勝地方中部」に、「空知支庁中部及び空知支庁南部」を「空知地方中部及び空知地方南部」に、「豊富町」を「宗谷地方北部の区域」に改める。

別表第五網走支庁の項中

網走支庁	網走支庁北見
	網走支庁網走
	網走支庁紋別

を

網走・北見・紋別地方	北見地方
	網走地方
	紋別地方

に改め「名寄市」の下に「、雨竜郡幌加内町」を加え、「上川支庁北部、十勝支庁北部及び十勝支庁中部」を「上川地方北部、十勝地方北部及び十勝地方中部」に、「空知支庁中部及び空知支庁南部」を「空知地方中部及び空知地方南部」に、「豊富町」を「宗谷地方北部の区域」に改める。

別表第五釧路、根室、十勝支庁の項中

釧路、根室、十勝支庁	十勝支庁北部
	十勝支庁中部
	十勝支庁南部
	釧路支庁北部
	釧路支庁中南部
	根室支庁北部
	根室支庁中部
	根室支庁南部

を

釧路・根室・十勝地方	十勝地方
	十勝地方
	十勝地方
	釧路地方
	釧路地方
	根室地方
	根室地方
	根室地方

に、「十勝支庁北部の区域」を「十勝地方北部の区域」に、「上川支庁北部」を「上川地方北部」に改める。

別表第五胆振、日高支庁の項中

胆振、日高支庁	胆振支庁中東部
	胆振支庁西部
	日高支庁東部
	日高支庁中部
	日高支庁西部

を

胆振・日高地方	胆振地方中
	胆振地方西
	日高地方東
	日高地方中
	日高地方西

に改める。

別表第五渡島、檜山支庁の項を削る。

別表第五石狩、空知、後志支庁の項中

石狩、空知、後志支庁	石狩支庁北部
	石狩支庁中部
	石狩支庁南部
	後志支庁北部
	後志支庁東部
	後志支庁西部
	空知支庁北部
	空知支庁中部
	空知支庁南部

を

石狩・空知・後志地方	石狩地
	石狩地
	石狩地
	後志地
	後志地
	後志地
	空知地
	空知地
	空知地

に改める。